平成１６年１月２６日制定
平成２６年１０月２７日改訂

技術基準適合証明・認証に関する契約約款

一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター

第１章　総　則

（目　的）

第　１　条　一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター（以下「センター」という。）は、総務大臣から電波法（昭和 25 年法律第 131 号、以下「法」という。」）第３８条の２の２に掲げる登録証明機関の登録を受けて、法第３８条の６第１項の規定による特定無線設備の技術基準適合証明（以下「技適」という。）及び法第３８条の２４第１項の規定による特定無線設備の工事設計の認証（以下「認証」という。）を実施するために、技適・認証に関する契約約款を定め、技適又は認証を申込む者（以下「申込者」という。）に対して、公平かつ円滑な運営を図るものです。

（対象無線設備）

第　２　条　センターは、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和 56 年郵政省令第 37 号、以下「証明規則」という。）第２条第１項に定める特定無線設備を対象とします。

（変更の工事）

第　３　条　センターは、証明規則第６条第３項又は第１７条第３項の規定により、技適又は認証を受けた特定無線設備に関して、変更の工事を行ったものが別に定めるものに該当する場合には、その審査の一部を省略することができます。

２　変更を受けようとする者は、第４条及び第９条の規定により技適又は認証の簡易な申込を行うことができます。

（変更の申告）

第　３　条の２　別に定めるものに該当する申込の場合には、前条にかかわらず申告によることができます。

第２章　技術基準適合証明

（申込み）

第 4 条　技適の申込者は、別に定める申込書、工事設計書（証明規則別表第二号に定めるもの、以下同じ。）などの書類及び特定無線設備をセンターの事務所に提出して下さい。

2　前項の場合において、申込者は特定無線設備の提出に代えて、特定無線設備の部品の配置及び外観を示す写真又は図であって寸法を記入したもの（以下「特定無線設備の写真等」という。）並びに当該特定無線設備の特性試験の結果資料を提出することができます。

3　センターは、必要があると認めるときは、当該設備の取扱説明書又は試験に必要な治具等の提出を求めることがあります。

4　一つの申込に係る申込設備の数は５００台以下とします。

（審　査）

第 5 条　センターは、前条の申込を受理したときは、遅滞なく証明員に審査を行なわせます。

2　前項の審査は、証明規則第６条の別表第一号の規定に基づき、工事設計の審査、対比照合審査及び特性試験（特定無線設備が提出された場合に限る。特定無線設備が提出されない場合には、特性試験の結果資料に記載された内容が技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。）により行います。

特定無線設備が提出されない場合、特性試験の結果に関する責任の所在は申込者にあることを前提として、審査を行います。

3　センターは、特定無線設備が提出された場合において、審査のために必要があると認めるときは、申込者に当該特定無線設備について、あらかじめ行った特性試験の結果を記載した書類の提出を求めることがあります。

4　センターは、特定無線設備が提出されない場合において、審査に際して提出された書類のみでは当該特定無線設備が技術基準に適合しているかどうかの判断ができないと認めるときは、その必要の範囲内において、申込者に追加の書類の提出若しくは特定無線設備の提出を求めることがあります。

（審査結果の通知）

第 6 条　センターは、審査の結果、当該特定無線設備について技適を行ったときは、技術基準適合証明証書をもって申込者に通知します。

2　センターは、審査の結果、証明規則第７条の規定に基づき技適を行うことを拒否するときは、文書をもって申込者に通知します。

3　原則として、申込を受理した日から７日以内（センターの休日又は補正期間（申込者による修正又は補正の期間をいう。以下同じ。）を除く。）に行います。

ただし、第１６条の手数料等の収納がない場合は、この限りではありません。

（審査結果の報告）

第 7 条　センターは、審査の結果、技適を行った特定無線設備について証明規則第６条第４項の規定に基づき総務大臣に報告します。

（表　示）

第 8 条　センターは、技適を行ったときは、証明規則第８条の様式第七号に定める表示を特定無線設備の見やすい箇所（当該表示を付すことが困難又は不合理である特定無線設備にあっては、取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所）に付します。

２　表示が付された特定無線設備について変更の工事をした場合、変更の工事をした者は、証明規則第８条の２に定める方法でその表示を除去しなければなりません。

第３章　工事設計の認証

（申込み）

第 9 条　認証の申込者は、別に定める申込書、工事設計書、確認方法書などの書類（別に定めるものに該当する場合に限り電子的記録によるものを含む。）及び一の特定無線設備をセンターの事務所に提出して下さい。

なお、一の特定無線設備の開閉が困難である場合には、当該の特定無線設備の写真等の提出が必要になります。

２　前項の場合において、申込者は一の特定無線設備の提出に代えて、当該の特定無線設備の写真等及び特定無線設備の特性試験の結果資料を提出することができます。

３　国際標準化機構（ＩＳＯ）が定めた品質保証システムであるＩＳＯ９００１の認定を受けている工場で生産されている特定無線設備に係る申込の場合、申込者は当該工場に係るＩＳＯ９００１認定書及び証明規則別表第四号が確認できる資料を提出することにより確認方法書の記載に代えることができます。

（審　査）

第 10 条　センターは、前条の申込を受理したときは、遅滞なく証明員に審査を行なわせます。

２　前項の審査は、証明規則第１７条の別表第三号の規定に基づき、工事設計の審査、対比照合審査、特性試験（一の特定無線設備が提出された場合に限る。一の特定無線設備が提出されない場合には、当該一の特定無線設備の特性試験の結果資料に記載された内容が技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。）及び確認方法書により行います。

一の特定無線設備が提出されない場合、特性試験の結果に関する責任の所在は申込者にあることを前提として、審査を行います。

３　センターは、一の特定無線設備が提出された場合において、審査のために必要があると認めるときは、申込者に当該一の特定無線設備について、あらかじめ行った特性試験の結果を記載した書類の提出を求めることがあります。

４　センターは、審査に際して、提出された書類等のみでは申込に係る工事設計に基づく特定無線設備のいずれもが当該工事設計に合致するものとなることを確保することができるかどうかの判断ができないと認めるときは、その必要の範囲内において、申込者に追加の書類等の提出を求めることがあります。

（審査結果の通知）

第 11 条　センターは、審査の結果、当該特定無線設備について認証を行ったときは、工事設計の認証書をもって申込者に通知します。

２　センターは、審査の結果、証明規則第１８条の規定に基づき認証を行うことを拒否するときは、文書をもって申込者に通知します。

３　原則として、申込を受理した日から１５日以内（センターの休日又は補正期間を除く。）に行います。

ただし、第１６条の手数料等の収納がない場合は、この限りではありません。

（審査結果の報告）

第 12 条　センターは、審査の結果、認証した工事設計に基づく特定無線設備について証明規則第１７条第４項の規定に基づき総務大臣に対し報告します。

（表　示）

第 13 条　申込者は、証明規則第２０条に基づき、証明ラベル（様式第七号）を自ら作成し、特定無線設備の見やすい箇所（当該表示を付すことが困難又は不合理である特定無線設備にあっては、取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所）に付さなければなりません。

２　申込者は希望により、証明ラベルの作成をセンターに依頼することができます。

３　表示が付された特定無線設備について変更の工事をした場合、変更の工事をした者は、証明規則第８条の２に定める方法でその表示を除去しなければなりません。

（工事設計合致義務等）

第 14 条　申込者は、法第３８条の２５の規定により、当該の特定無線設備を当該の工事設計に合致するようにしなければなりません。また、工事設計の認証に係る確認の方法に従い、当該の特定無線設備についての検査を行い、証明規則第１９条の規定に定めるところにより、その検査記録を作成し、検査の日から１０年間保存しなければなりません。

第４章　手数料等

（手数料等）

第 15 条　申込者は、別に定めた技適又は認証の手数料をお支払い下さい。

（手数料等の収納）
第 16 条　センターは、前条の手数料に関して請求書により請求いたします。

第５章　証明員

（証明員の職務遂行）
第 17 条　　証明員は、技適又は認証の公共性及び重要性を自覚し、厳正に職務を遂行します。

（秘密の保持）
第 １８条　　証明員は､技適及び認証の業務に関して職務上知り得た秘密を漏らしません。また、役員及び証明員以外の職員にも準用します。

第６章　技適又は認証の拒否

（技適又は認証の拒否）
第 19 条　センターは、技適又は認証の申込を受けた特定無線設備について、次の基準を満たさない場合は、技適又は認証を拒否します。
(1) 電波法及び無線設備規則の技術基準に適合しない場合
(2) 手数料の収納がない場合
(3) 書類の不備があって補正の書類又は追加の書類に対して提出がない場合
２　技適又は認証の申込者は、申込を取下げることができます。
また、センターは申込を受理し、上記（2）及び（3）の事項について要求してから、２０日以内に措置がとられない場合は、申込者に取り下げを求めることがあります。この場合は取下げ手数料を請求します。

（技適又は認証の拒否の通知）
第 20 条　センターは、技適又は認証を拒否した場合、その旨の理由を付した文書をもって通知します。

第７章　情報の公開

（情報の公開）
第 21 条　センターは、第三者から情報公開の請求があった場合には、第７条及び第 12 条の規定により総務大臣に報告する事項以外の情報を公表しようとするときは､事前に当該申込者の同意を得た上で対応します。

第８章　損害賠償

（損害賠償）

第 22 条　センターは、センターの故意又は重大な過失により、特定無線設備に損傷を与えた場合には、その修復に要する費用を全額賠償します。

　なお、天災、事変その他の不可抗力により損傷した場合は、センターは一切の責任を負いません。

２　センターが技適又は認証の証明を行ったものによる人的損害、物的損害又は財産上の損害に対する結果責任は、その因果関係が明らかになった時点で、当該技適又は認証に係る手数料の１００倍を限度として賠償します。

　ただし、技適又は認証を受けた者が意図的又は重大な過失があった場合、センターは一切の責任を負いません。

第９章 不正な手段に対する措置

（不正な手段に対する措置）

第 23 条　センターは、証明規則第６条第８項又は第１７条第８項の規定に基づき、申込者が不正な手段により技適又は認証を受けたことを知ったときは、直ちに、総務大臣に報告します。

２　センターは、証明規則第１７条第９項の規定に基づき、認証を受けた者の特定無線設備が技術基準に適合していないことを知ったときは、その旨を総務大臣に報告します。

第 10 章 異議申立

（国に対する異議申立）

第 24 条　技適又は認証を受けた者は、センターが行った審査の結果に異議がある場合には、法第３８条の１４（第３８条の２４第３項の準用を含む。）の規定により、国に対して異議の申立てを申請することができます。

（センターに対する異議申立）

第 25 条　技適又は認証を受けた者は、センターが行った審査の結果に異議がある場合には、その旨を記載した書面（以下「異議申立書」という。）をセンターに提出することができます。

　なお、この場合、結果の通知書を受理された日から起算して３０日以内に行わなければなりません。

2　異議申立書には、次の事項を記載しなければなりません。

(1) 技適又は認証を受けた者の氏名又は名称及び法人の場合には代表者の氏名

(2) 特定無線設備の種別及び型式又は名称

(3) 異議申立の趣旨及び理由

(4) センターの通知番号等

3　センターは、異議申立書を受理したときは、センターにおける品質管理に関する委員会を開催し、その議決を尊重して措置します。

4　センターは、異議申立の結果について、異議申立書を受理した日から起算して、原則として６０日以内に文書で通知します。

第 11 章 その他

（苦情の申告）

第 26 条　センターは、技適又は認証した工事設計に基づく特定無線設備について、利用者等から苦情があった場合は、申告を受けた内容に関して事実関係の調査を行います。また、利用者等に対しては、文書等により回答します。

なお、センターは、当該の特定無線設備に関して、技適又は認証を受けた者に対して、当該の特定無線設備の提出を求めることがあります。

（市場調査）

第 27 条　センターは、認証した工事設計に基づく特定無線設備について、必要があると認めた場合、市場から適宜購入して、技術基準への適合性及び同一性が確保されているかどうかの確認を行うため調査を行うことがあります。

（合意管轄）

第 28 条　この契約約款及びこの契約約款に基づく権利義務に関する紛争については、東京地方裁判所を専属の合意管轄裁判所とします。

附　　則

この規程は、平成２４年４月２日から施行する。

附　　則

この規程は、平成２５年３月２７日から施行する。

附　　則

この規程は、平成２６年１０月２７日から施行する。